

議案第92号

つくば市景観条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市景観条例の一部を改正する条例

つくば市景観条例（平成19年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。
第17条第2項中「学識経験のある者」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

つくば市景観審議会において、市民委員を選任するため、この条例案を提出するものである。

つくば市景観条例（平成19年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第16条（略） （組織等）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 委員は、<u>次に掲げる者</u>のうちから市長が任命する。</p> <p><u>(1) 学識経験のある者</u></p> <p><u>(2) 市民</u></p> <p>3—5（略）</p> <p>第18条（以下略）</p>	<p>第1条—第16条（略） （組織等）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 委員は、<u>学識経験のある者</u>のうちから市長が任命する。</p> <p>3—5（略）</p> <p>第18条（以下略）</p>